第４章　関係地域

第４章　関係地域

4-1 関係地域の基準

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲３キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4-2 関係地域

前項の基準に基づき、知事が定めた本事業に係る関係地域は、図 4.2.1 に示すとおりであり、以下の３市２町の一部が含まれる。

・埼玉県 北葛飾郡杉戸町
・　〃　　幸手市
・　〃　　春日部市
・千葉県 野田市
・茨城県 猿島郡境町

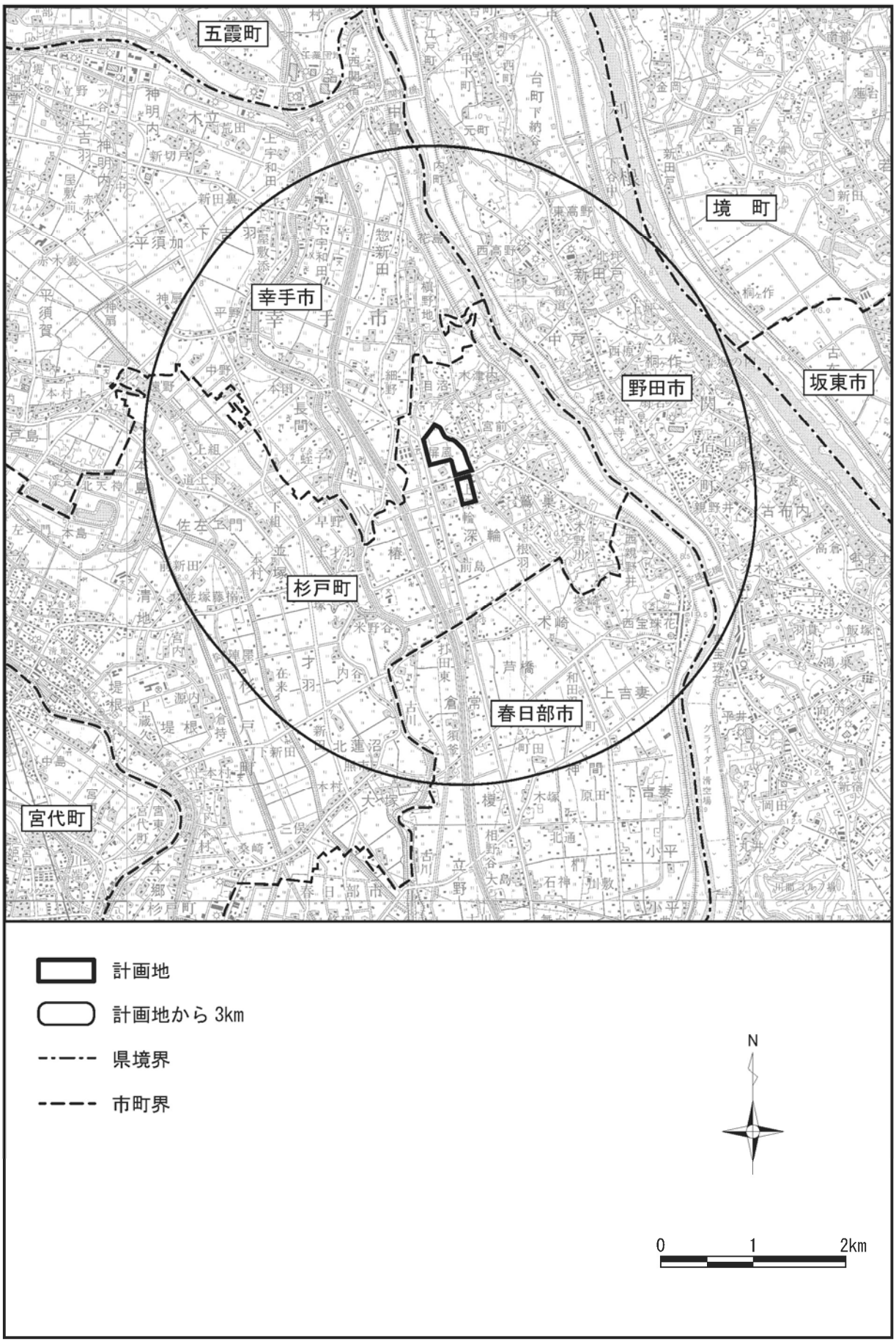

図 4.2.1　関係地域